

東広島市農業委員会令和6年9月（第9回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月27日（金） 午前10時05分から午前11時03分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
3	岡土居 正弘	4	脇坂 俊之	5	台川 洋子
6	中務 秀子	7	古川 みどり	8	杉本 源藏
9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲	11	村上 義則
13	財満 俊子	14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	19	古本 啓之
20	橘川 一則	22	高木 昭夫	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 5名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長原 毅	2	久保 伸司	12	木原 省五
16	大月 靖規	21	小倉 亜紗美		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 14番 仲伏 英雄 委員 15番 高尾 昭臣 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第42号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第 44 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 45 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 46 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第 47 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立 山 清 信
黒瀬支所産業建設課産業振興係主査	寺 谷 邦 明
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
安芸津支所産業建設課専門員	瀧 敬 史 郎

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課
 担い手支援係主査 崎 里 恵
 担い手支援係主事 高 田 純 司

議 長	それでは、これより 9 月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数24人中19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、14番仲伏委員、15番高尾委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期についてお諮りいたします。 会期は令和6年9月27日、1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和6年9月27日、1日限りとさせていただきます。 これより日程第3の議案審議に入ります。 まず、議案第42号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
高 田 主 事	それでは、議案第42号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。

高 田 主 事	配付させていただいております議案第42号の別紙1をご覧ください。 本案は、本年5月に受け付けました農業振興地域の農用地区域からの除外申出に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。 今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点につきまして、概要をご説明いたします。 議案の2ページをご覧ください。 農用地区域からの除外についてでございます。 本案におきましては、分家住宅や集合住宅、公衆用道路などを目的とした9件の申出に基づき、10,686.44㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、庁内関係課及びJ Aなど関係機関と事前審査を行い、除外可否の判断を行ってきたところでございます。 なお、各申出時における土地改良事業の有無は4ページに掲載しておりますので、ご確認ください。その結果、一覧表にある9件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項や第9条第4項等の除外要件を満たすことから除外にいたしたいと考えております。 続いて、5ページをご覧ください。 農用地区域への編入についてでございます。 本案においては、中山間等直接支払いに取り組むことを目的とした1件の申出に基づくもので、20㎡を編入しようとするものでございます。農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。 なお、今回の変更に際しては、用途区分の変更の申出はございません。 また、除外による補助金の返還等の確認条件につきましては7ページに記載しておりますので、そちらもご確認ください。 以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
住 井 委 員	中山間のこれは5年分を返還なのか、1年分だけの返還なのか。今年で返還するというのはどちらでしょうか。支払いの交付金は5年括りですから、今年でおしまいです。今年1年だけの返還。もしくは5年分遡って返納しなければならないのか、どちらか教えてください。
高 田 主 事	その件については、詳しい担当の者に確認して、回答させていただきたいと思います。
住 井 委 員	はい、確認してください。
高 田 主 事	確認させていただきます。
議 長	ほかにはございませんか。
古 本 委 員	古本です。 さっきの引き続きになるんですが、補助金返還の中に、●●、畑、このリストに載っているのは、補助金返還なんですよ。 本人からの申請だろうから、確認してありますか。
高 田 主 事	こちらに載っているものについては、本人さんにお話しして、返還等についてご説明し、各行政書士等からも話をさせていただいております。
古 本 委 員	ありがとうございました。
議 長	さっきの質問分は、後で確認するということで、進めてよいですか。
住 井 委 員	それでいいです。
議 長	ほかにはございませんか。
	< なし >

議 長	ないようですので、質疑を終わります。 これより採決に入ります。 議案第42号について、異議のない旨、東広島市長に回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議 長	賛成多数ですので、議案第42号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 次に、議案第43号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
崎 里 主 査	それでは、議案第43号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明させていただきます。 別冊の別紙2をご覧ください。 今回議案として提出しております農用地利用集積計画につきましては1件、1,674㎡で、一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 なお、今回農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、10月4日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 それでは、議案第43号についてご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第43号については、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第43号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の崎里さん、高田さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 崎里主査、高田主事、退室 >
議 長	続いて、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	初めに、本日配付いたしました議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請に係る正誤表とあります1枚の資料をご覧ください。 総会議案の8ページ、申請番号214-19について、申請の不備により削除いたしました。それに伴い、申請番号が繰り上がり、11ページの合計欄の集計値が変わっておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。 それでは、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は26件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、先ほど説明いたしました資料をご覧ください。 申請番号196-1でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、197-2でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。

小 田 主 査	続いて、198－3でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。出身地近くに戻り農業をしたいという思いから、隣接する居宅を購入し、移住する予定です。受人には2人の労働力があり、レタス、サツマイモなどの季節野菜やミカン、レモンなどの果樹を作付する予定です。 続いて、194－4でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。申請地に隣接する居宅に居住しており、このたび売却の話があったため、譲り受けることになりました。申請地では、家庭菜園としてタマネギやジャガイモなどを作付する予定です。受人には3人が労働力があり、必要な農機具も保有しておられます。 続いて、200－5でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されておられます。申請地では大豆を作付する予定です。 続いて、201－6でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳、会社員の方です。申請地に隣接する居宅に居住しており、このたび売却の話があったため、譲り受けることになりました。申請地では、家庭菜園としてネギを作付する予定です。 続いて、202－7でございます。 特定遺贈のため、所有権を移転するものです。 ここで遺贈について説明させていただきます。 遺贈とは、遺言で自分の財産を他人に与えることで、包括遺贈と特定遺贈がございます。包括遺贈とは、遺産の全部または割合で与えること、特定遺贈とは、遺産の一部を特定した上で与えることを言います。 農地法施行規則第15条第5号に、包括遺贈または相続人に対する特定遺贈により、権利取得される場合には、農地法第3条第1項の権利異動のための許可は不要であると規定されておりますが、本件については遺言により相続人以外に特定の財産を与えるため、許可が必要となります。 受人は、定期的に申請地近くの実家に通い、親族の協力を得ながら柿を作付する予定です。 続いて、203－8でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、204－9でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、205－10でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、206－11でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳、自営業の方です。申請地に隣接する居宅があり、このたび売却の話があったため、譲り受けることになりました。申請地では、家庭菜園として白菜、大根などの季節野菜を作付する予定でございます。 続いて、207－12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、208－13でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。隣接する宅地と合わせて譲り受けることになりました。申請地では、自宅から通いながら家庭菜園として、季節野菜やレンコンを作付する予定です。レンコンについては、譲渡人から技術を習得する予定です。
---------	---

小 田 主 査	続いて、209－14でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、210－15でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するのです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、211－16でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳、会社員の方です。近接する住宅を購入し、転居する予定です。申請地では、近隣農家の方々から指導を受けながら、水稻を作付する予定です。受人本人が耕作し、必要な農機具も確保されておられます。 続いて、212－17でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、213－18でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳、会社役員の方です。経営している福祉施設で提供する作物のため、まとまった農地を探していたところ、譲渡の話があり、今申請に至ったものです。申請地では、主に週末に通いながら、常駐する管理人とともに水稻やサツマイモ、大根などの季節野菜を作付する予定です。 続いて、214－19でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、215－20でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、216－21でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、217－22でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、218－23でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、219－24でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、220－25でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において、神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は、役員を含めた従業員35名に加え、季節雇いで複数名雇用される予定です。本市においては現在、農地法第3条により77,606.91㎡の農地を取得しております。 続いて、221の26でございます。 営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものです。本申請は、国の通知において、営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、地中に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が、区分地上権設定のために申請されたものです。 本申請地は、令和6年4月及び6月総会において農地所有適格法人である●●が神事
---------	--

小 田 主 査	などに使用するサカキを作付するものとして、農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ておられます。 当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりますので、詳細については議案第45号において説明させていただきます。 以上、26件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< な し >
議 長	ないようですので、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
高 木 委 員	22番高木です。 206－11、●●についてですが、譲渡人の労働力不足というのは本当なのでしょうか。
小 田 主 査	大変失礼いたしました。 近隣の持ち主に譲渡して耕作してもらうためということでございます。
高 木 委 員	この方、多分牧場経営されている方だと思います。名前は同じです。番地まで確認していないのははっきり分かりませんが。 こういう申請について、虚偽とまではいかならないと思いますが、いささか不明瞭な部分があると思います。今後、きちんと正確に記載していただくようにお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ほかにご質問、ご意見ございましたらお願いします。
	< な し >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第44号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全 員 挙 手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第44号は許可することに決定をいたします。 次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査	それでは、総会議案の12ページをご覧ください。 議案第45号についてご説明いたします。 今月は19件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の18ページをご覧ください。 それでは、159－1について説明をいたします。 進入路への転用事案です。申請地は●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は近隣にお住まいの方でございます。このたび、隣接地の墓地への進入路が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続いて、160－2から162－4は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。 残土処分場への一時転用事案でございます。申請地は●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、土砂の再生処理場や残土処分場などを営む会社でございます。このたび、本申請地を残土処分場として令和10年11月6日まで一時転用しようとするものでございます。なお、転用後は畑として復元する計画でございます。 続いて、163－5、164－6は渡人が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は●●の北西に位置する第2種農地でございます。受人はそれぞれ●●に居住をされてる方でございます。このたび、渡人の息子の住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。なお、建

豊田主査	築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、申請地は、渡人が許可を得ることなく造成行為を行っていたため、始末書を聴取しております。 続いて、165－7から167－9までは事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。 駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、一般貨物自動車運送事業等を営む会社でございます。現在、本申請地の近隣にある駐車場が手狭であるため、このたび転用しようとするものでございます。 続いて、168－10について説明いたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は●●において、借家に居住をされてる方でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、申請地の一部は、水路施工業者が許可を得ることなく砂利敷きを行っていたため、始末書を徴収しております。 続いて、169－11について説明をいたします。 店舗併用住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に居住をされている方でございます。このたび、店舗併用住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。 続いて、170－12から173－15は事業所が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。 太陽光発電施設への転用事案でございます。170－12、171－13は、●●の北に位置します第2種農地でございます。172－14、173－15は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備の設置をするため、転用しようとするものでございます。 続いて、174－16について説明をいたします。 敷地拡張及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置します第3種農地でございます。受人は隣接にお住まいの方でございます。このたび、隣接の宅地の拡張及び駐車場を整備するため、転用しようとするものでございます。 続いて、175－17について説明をいたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を8棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。 続いて、176－18について説明をいたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は●●の南東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続いて、177－19について説明をいたします。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間、一時転用しようとするものでございます。 本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、農振法の規定によって定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地におきましては、サカキの栽培を行う計画でございます。
------	--

豊田主査	太陽光パネルの支柱間隔は、縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。 営農計画書での年間収穫量は、10a当たり約7,500本程度を見込んでおり、根拠資料として地権者ほか関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。 以上、説明しました19件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えられます。 なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や営農型太陽光の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付しました一覧表のうち160-2から162-4、165-7から167-9、177-19を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。
議長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いをいたします。
	< なし >
議長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは、採決に入ります。 議案第45号について、本日お配りした農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第45条のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたしました。 ここで農林水産課から発言の申出がありましたので、許可します。
高田主事	農林水産課高田です。 先ほど中山間の補助金、交付金に関することでご質問をいただいたことについて、結論としましては、遡及で遡って返還をするようになります。返されるまでは。これについてご回答させていただきます。
議長	住井委員さん、そういうことでよろしいでしょうか。
住井委員	分かりました。
議長	ありがとうございました。 続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告第44号から第47号について、事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第44号から第47号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第44号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

松下局長補佐	4ページをお願いいたします。 報告第45号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 5ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第46号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は17件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 11ページをお願いいたします。 報告第47号「農地改良届出の受理について」でございます。 農地改良届けは、今月は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。
議 長	次に、日程第5のその他に入ります。 何かご意見がございましたらお願いします。
橋 川 委 員	20番橋川です。 今、農地パトロールを推進委員の方と一緒に行ってまして、それで今週の月曜日だったのですが、私の地区のところに推進委員の方が2名おられまして、その方と農地パトロールについて、状況の確認を聞いていたときに、1点気になることがありまして、その前の週ぐらいに、田んぼに水を入れているときに、泥水が田んぼの中はかなり入っているということで、推進委員の方のところに水を入れてる方が連絡をして、それで推進委員の方が上流に行って調査をしたところ土木工事をしていたということで、その土木工事をしていた方に、泥水がすごく流れているんで、工事をちょっと中断するなりして泥水が用水路に流れないようにしてほしいというお願いを、その方は80歳前くらいの方で非常に性格的に柔らかい方ですが、そこで土木工事をしていた、重機に乗っていた人が、その推進委員の方の胸ぐらをつかんで、今にも殴りかかろうとされたということで、殴られはしなかったのですが、そこで非常に怖かったとのこと。今にも殴られそうな感じだったというふうに私は聞きまして、その方もこちらの農業委員会のほうにもその辺を伝えられたということですが、推進委員の方もたくさん、女性の方もいらっしゃいますし、農業委員の方も女性もいらっしゃいますし、男女関係なくそういうことがあってはならないというのは当然皆さんも分かっていることですが。市のほうから工事を行っている、市の許可も出ているのですけど。連絡はして、その工事を依頼した方が、その方のところにおわびに行ったという話を聞いて、やはりそういった農業委員とか推進委員に対してのそういう処置というか対処方法というようなことで、マニュアル的なものはあるんでしょうか。私が勉強不足なのかも分からないんですが、もしあれば、一緒に内容を理解しながら、推進委員の方と今後も進めていきたい。その方は、このことで推進委員をやめるというようなことは言われてないのですが、もし辞められたとして、次の方を誰かお願いしようとしても、そういうことがあったと聞くと、誰も推進委員なんてやらないんじゃないかなと思いますし、推進委員だけではなく農業委員にしても、やはり同じことだと思うので、やはりそういったようなことがあってはいけないので、せめて対処方法をマニュアル化したものがあれば、マニュアルどおりにできるとは私も思っていないのですが、もしあれば教えていただきたいと思っています。 私だけでなく、私の地域だけではなく、周りの地域、全部恐らくそういった工事関係ですとか、工事だけではなく何か水が、悪いものが流れてきたら注意をしたりするっていうのは、注意をしたりお願いしたりすることは多々あるのかなと思います。その辺を今後、皆さんと意見を同じにしながら進めていきたいということでその方も言われておりますので、何かあれば資料なり、出していただきたいと思います。

橋 川 委 員	以上です。
定井局長補佐	先ほどご意見がございましたマニュアルについてですけれども、事務局のほうで独自に作っているものは、特に今のところございませんので、そういった資料、農業委員、推進委員、私ども市の職員もそういった対応に当たることもございますので、共通したマニュアル的なものを内部で確認をさせていただきたいと思います。
尾 崎 局 長	先ほどの橋川委員からのご指摘、市の発注工事であったかどうかという点につきまして、いま一度確認させていただきます。
橋 川 委 員	市の発注工事というか市が許可をしている工事ということです。
尾 崎 局 長	農業委員、推進委員の皆様、公務として活動いただく中で、こういった事案が発生しているということにつきまして、農業委員会事務局としては大変憂慮する事態と思っておりますが、いま一度、もしそういった皆様の業務に対し危険が及ぶおそれがあるものにつきましては、いろいろと可能性を調査研究してまいりたいと思っております。また工事関係各所につきましても私のほうからいま一度こういうことがあったということと、二度とないようということを書いてまいりたいと考えております。引き続き注意をもってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
橋 川 委 員	お願いします。
議 長	ありがとうございました。 ほかには何か
荒 谷 委 員	10番荒谷です。 以前いただきました委員の推進に関する指針というのがありましたね。私らが、新規就農の方、それから遊休地の解消、それから地域計画の作成の補助、それから毎月の活動日数の6日とか数値目標をもらっているのですね。 ところが、なかなか今回でもパトロールしますと、遊休農地というか不作付地は増えるばかりで、これに対して我々は現況を報告すればもうそれで済むのか。いや、そうじゃないよと。それに対して解消、防止をすると書いてありますから、どこまで突っ込んで委員に対して任務があるのか。期待があるのか。それを聞かせてもらいたい。 というのは、いろいろ我々は地主さんに対して、そういう働きかけをするのですが、なかなかかばんの中に資料がありますよ、こうなりますよというものがないんですよね。情報をいただければ、その資料を持って。例えば、今何が原因かと言いましたら、圃場整備されていないということが1つあります。圃場整備というのは、かなり大がかりなところもありますし、出来上がっても畦畔の少ないものもあります。 今私が相談を受けているのは、全く3枚を1枚ぐらいにして何かやったらいいなという、なかなかのところ。ところが、昨年までは大型農家の方がやりますよということだったのが、もう今年からはできないと言われる。そうすると、もう家の裏まで草が伸びてきている。何とかしなければと。実情をよく聞いてみると、営農型の発電も断られたとのこと。長男さんいわく、何か太陽光発電をやっている裏で農業できないかなとのこと。 この間、市役所へ2名の方をご案内したのですが、やはり農振地区で1種であるからできないという悩みがあるわけです。何かできないかと思い、農林水産課へ行って、熊本のレンコン業者に声かけてくれないかということを今言ってるんです。後日行ったら、返事はないよとのこと。ということは、取りも直さずそういう不作付地ができるということは、もう誰も手をつけてくれないという状況になるわけです。それを我々が防止するとか、解消するとか、とてもじゃないが手が届きません。これが悩みの種なんです。 いろいろ聞いてみると、事業主の方が新規事業をすると補助金が出るという、助成金というのですか、それも実は聞いたので、その方に現地行って見てもらって、年内にちょっと考えてみようということはやっています。その方は、季節雇用をしているのを年間雇用に切り替えて、余った手間で野菜でもやってみようかなという前向きな話なのですが、我々とすればそういう野菜をつくって採算が合うのかなと。 そこで聞きたいのは、恐らく農林水産課の担当になると思うのですが、小さくても

荒 谷 委 員	圃場整備をすると、幾らか助成金が出るのか。それから、今言うように新しくそういう事業をサイドビジネスとしてすれば補助金、助成金が出るというふうな情報を聞いたんで、我々が活動しやすいように、いろんな情報をいただけないかなと私は思います。 この総会の席で言うことではないかも知れませんが、実質問題、不作付地がどんどん増えて困っています。それを解消しなさい、それをまた自分らも手をつけなさいと言われるが、とてもじゃないけど増える一方です。 ついでに言いますと、例えば水も来ない、水のもちもよくないという田んぼを、今は野菜を植えることで幾らかの補助金が出ていますよね。これが来年ぐらいからもう5年に1回ぐらい水をためないと補助金を出しませんよと。こういう制度もあるんです。そうすると、その方はどう言うかというたら、もうしないよと。もう放棄地にすると、こう言われるんです。どうも我々が考えていることと、国がやられることが、マッチングしていないような気がするんです。その辺りもお尋ねしたいと思います。 以上です。
尾 崎 局 長	農業委員、推進委員の活動の中で、様々なジレンマを抱えられて活動いただいているということを教えていただきまして、ありがとうございます。 今、市の遊休農地対策、不作付の対策として今後どうしていくのかといった質問がまず最初にあったかと思いますが、おっしゃるように今我々としては遊休農地化したものを戻していこうという方向よりは、まずは不作付になったものを遊休農地化していかない取組というのが大変重要になってくると考えておりまして、農業委員、推進委員の皆様におかれましては、借手紹介依頼書というペーパーを事務局からお願いさせていただいていると思いますが、そちらをまず集めて、そのデータを外に出して、要は地図で今農地ナビと言いましてホームページでもここが借りられますよといった情報をお出しできるようになっておりますので、そういう情報を収集して、ちゃんとフルに出して打ち出していくことをまず力点を入れまして、農業委員会としては不作付を減らしていくことに取り組んでいければと思っておりますし、市議会でもこういった答弁をさせていただいているところであります。 それから、やはりこういった遊休農地がなかなか解消されていかないのではないかと、うご指摘につきましても、市の農林水産課と連携いたしまして、今遊休農地化する前には、なかなか費用面、労力面といったことから、お金がかかるということもございます。そういった面については、市から補助金を出していこうということで、今遊休農地解消の補助金を令和6年度から始めさせてもらっているところもありますので、引き続きそういった方にはPRをお願いしたいと思いますので、また資料は情報提供させていただこうと思います。 もう一点、最後、新規就農者に対する補助金というご質問があったかと思いますが、今後、また園芸センターを中心に新規就農者の募集の在り方を令和7年度へ向けて、今、補助金等の施策のほうを検討しているところでございますが、そこはまたお示しできる段階になって、こういう方を対象に、こういうエリアの方でこういう作物であれば市のほうが支援しますというメニューをお示した上で、市の施策を打ち出していきたいというふうに今準備のほうを進めているところでございます。また改めて、委員の皆様にご紹介する機会をつくってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。
荒 谷 委 員	新規就農の方には、我々、2年前ぐらいですか、やりましたね。それは卒業生が花を作っているんで、土地を買うのも●●はいいということで、私も随分しました。結局決まりまして、古家も買われて、私もそこまでやるんだっただけということで、地区長さんや法人の代表者を連れて行って、こういうことをするからちょっと協力してくださいということもやりました。 お宅のほうも進入路が農地になってましたんで、それを解消して、雨漏りがする、水がどうというのもやりました。ところが、頓挫しております。どうなってるんですかね。
定井局長補佐	●●で新規に就農された方についてですけれども、ご家族等のご都合、それからご本

	人さんの体調不良ということを知り及んでおります。今そういった状態でございます、なかなか営農を継続することが難しくなっているというふうに聞いておるのが現状でございます。
荒谷委員	分かりました。
土井委員	すいません、17番土井です。 先ほどの遊休農地の補助金の件ですが、それは今年からなのか、それとも以前からあったのかどうか分からないんですが。それから、もう一点、遊休農地の範囲ですよね。1年休んでいても遊休農地なのか。そこら辺教えてください。
尾崎局長	先ほど補助金につきましては、令和6年度から始めております。対象は、農地パトロールで不作付地となって判定している農地、もしくは遊休農地と判定している農地を対象にということになっております。
土井委員	F農地ですか。
尾崎局長	はいそうです。
土井委員	概要はありますか。
尾崎局長	概要につきましては、記憶している範囲で申しますと、農地法第3条で許可が出た新規就農の方を対象に、チラシを農業委員会からも同封させていただいて、許可書の交付の際にPRをさせていただいているという状況です。詳細はまた説明させていただきます。
議長	ほかにはありますか。
	< なし >
議長	ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたりご審議いろいろ意見等いただきましてありがとうございました。 それでは、次回の総会について報告します。 次回の10月総会は、10月29日火曜日、10時から市役所本館3階303会議室、この会場です。ご出席をお願いいたします。 以上で9月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 14番 仲伏 英雄 委員 15番 高尾 昭臣 委員